

上井草駅周辺のまちづくりについて

西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画及び、上井草駅周辺の駅前広場等計画について、都市計画案の説明会を開催し、都市計画法に基づく手続き（公告・縦覧及び意見書提出）を実施いたしますので、ご報告いたします。

なお、連続立体交差化計画については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案に係る手続き（公示・縦覧、説明会・意見書提出）も実施いたします。

1 都市計画案について

(1) 【連続立体交差化計画】（東京都決定）資料1

東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）

(2) 【側道計画】（杉並区決定）資料1

東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第1号線
ほか5路線

(3) 【駅前広場計画】（杉並区決定）資料2

東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第3号線

2 都市計画案及び環境影響評価書案の公告・縦覧等、意見書の提出及び説明会の開催について資料3

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月6日(火)～10月20日(火)	都市計画案の公告・縦覧、意見書提出
令和2年10月6日(火)～11月4日(水)	環境影響評価書案の公示・縦覧
令和2年10月6日(火)～11月19日(木)	環境影響評価書案の意見書提出
令和3年度以降	都市計画決定

4 添付資料

都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし	資料1
上井草駅駅前広場都市計画案	資料2
都市計画案及び環境影響評価書案のご説明について	資料3

5 沿線区市配布資料

武蔵関駅駅前広場の都市計画案について	資料4
関町北四丁目一団地の住宅施設の変更について	資料5
東伏見駅南口駅前広場について	資料6

都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし

西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差化計画及び 関連する道路計画について

位置図



お問い合わせ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課	TEL 03-5388-3284	(ダイヤルイン)
東京都 建設局 道路建設部 計画課	TEL 03-5320-5348	(ダイヤルイン)
杉並区 都市整備部 市街地整備課	TEL 03-3312-2111	(内線3379)
練馬区 都市整備部 交通企画課	TEL 03-5984-1274	(ダイヤルイン)
西東京市 まちづくり部 交通課	TEL 042-439-4435	(ダイヤルイン)
西武鉄道株式会社 建設部 建設課	TEL 04-2926-2295	(ダイヤルイン)

本連続立体交差事業は「東京都が事業主体」となり、「道路の整備」の一環として施行する都市計画事業です。



東 京 都
杉 並 区
練 馬 区
西 武 鉄 道 株 式 有 限 公 司

計画のあらまし

西武鉄道新宿線の連続立体交差化計画は、井荻駅から西武柳沢駅までの約5.1kmの区間で鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものです。また、良好な住環境の保全や地域の利便性向上を目的とした側道の整備を併せて計画しています。

これらの計画の実施により、補助第229号線（千川通り）など19か所の踏切が除却され、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上が図られます。さらに、鉄道により分断されていた地域が一体化されるとともに、都市計画道路などの整備を併せて推進することにより、安全で快適なまちづくりが実現されます。

本計画につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



踏切の状況（上石神井第1号踏切道）

計画の概要

● 都市高速鉄道西武鉄道新宿線

- 1 区間 井荻駅（杉並区下井草五丁目）～西武柳沢駅（西東京市柳沢一丁目）
- 2 延長 約5.5km（事業区間 約5.1km）
- 3 構造形式 高架式（嵩上式）及び地表式
- 4 駅施設

上井草駅	ホーム延長：約170m	ホーム幅員：約6～8m
上石神井駅	ホーム延長：約210m	ホーム幅員：約3～10m
武蔵関駅	ホーム延長：約210m	ホーム幅員：約5～8m
東伏見駅	ホーム延長：約210m	ホーム幅員：約3～8m

● 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路（側道）

幅員：6～20m 路線数：19本

● 特殊街路練馬自転車歩行者専用道（側道）

幅員：6m 路線数：2本

立体化により除却される踏切（19か所）

踏切道の名称	道路名称	踏切道の現況幅員	備考
井荻第3号	特別区道第2124号線	7.7m	
井荻第4号	特別区道第948号線	7.0m	
井荻第6号	特別区道第2103-1号線	8.6m	
上井草第1号	特別区道第1904号線	6.2m	
上井草第2号	特例都道下石神井大泉線(444号)	10.0m	補助第132号線 補助第229号線
上井草第3号	練馬一般区道23-188号線	2.0m	
上石神井第1号	練馬主要区道39号線	8.2m	外環の2
上石神井第2号	練馬一般区道23-214号線	6.0m	
上石神井第3号	練馬主要区道42号線	5.5m	
上石神井第4号	練馬一般区道23-211号線	2.0m	
上石神井第6号	練馬一般区道23-229号線	2.0m	補助第135号線
上石神井第7号	練馬主要区道43号線	8.2m	
上石神井第8号	練馬主要区道44号線	8.1m	
武蔵関第1号	練馬一般区道23-293号線	2.8m	
武蔵関第2号	練馬一般区道23-295号線	6.0m	
武蔵関第3号	練馬一般区道23-300号線	2.0m	
武蔵関第4号	練馬一般区道23-318号線	2.0m	
武蔵関第5号	市道2120号線	10.0m	
東伏見第1号	市道2026号線	4.0m	

交差する都市計画道路（立体化予定区間）

都市計画道路名	計画幅員	備考
補助第132号線	16m	
補助第229号線	20m	
外環の2 （交通広場）	22m （面積約5,160㎡）	事業中
補助第135号線	15m	
補助第230号線	16m	新設

連続立体交差化計画の概略図

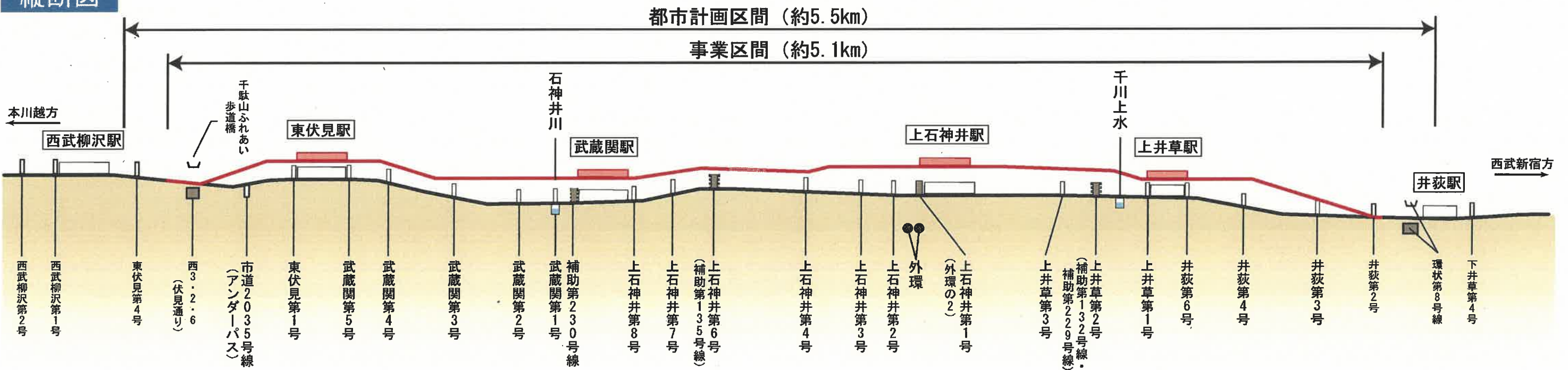
平面図



※連続立体交差化の都市計画との整合を図り、西3・4・17の都市計画変更の手続（東伏見駅南口駅前広場の面積の変更）を行います。
 ※この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基字第527号）して作成したものです。無断複製を禁じます。
 この図面は、平成24年に実施した航空測量をもとに作成しているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

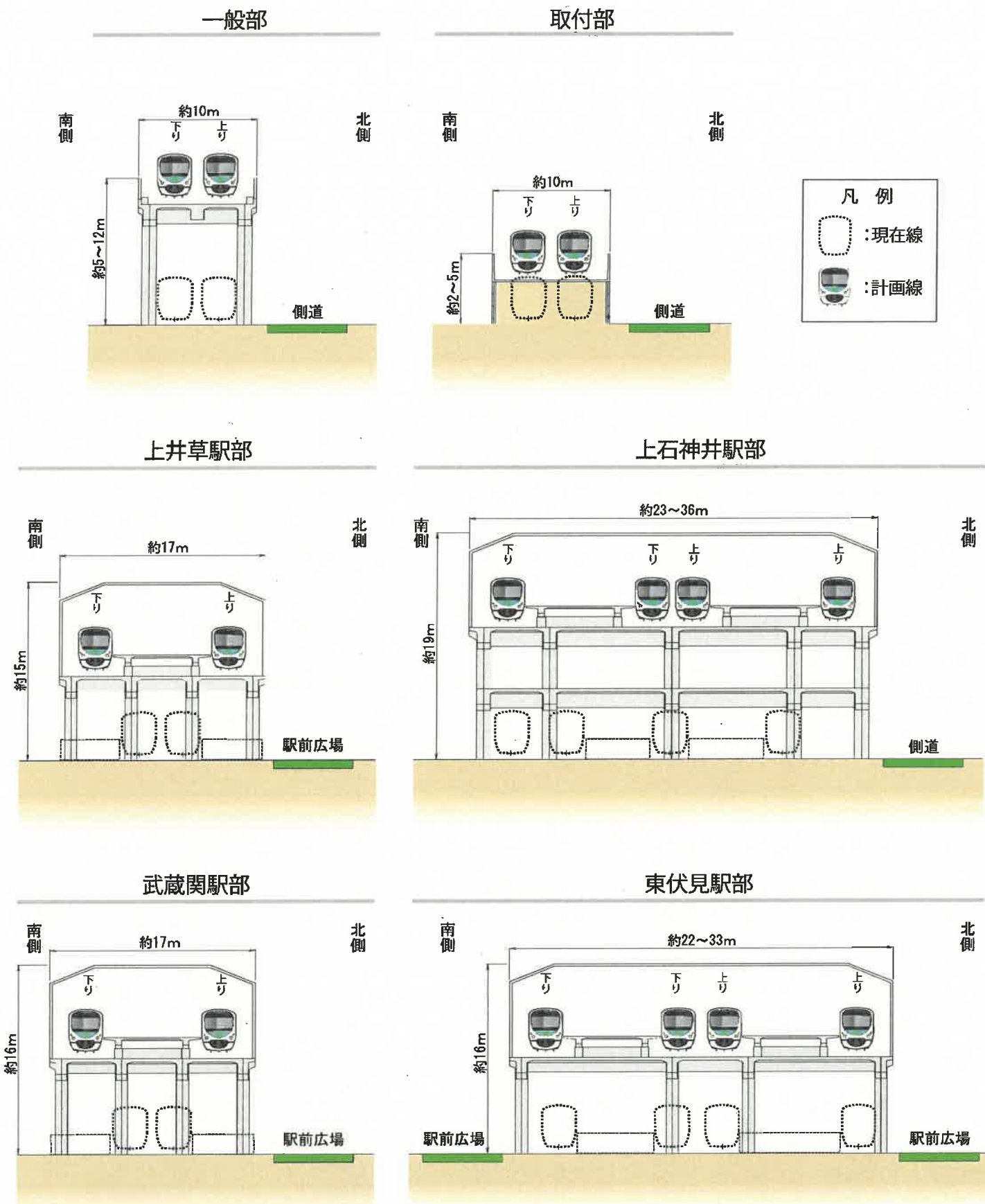
凡例		鉄道（計画線）		都市計画道路（事業中・完了）		工事で使用の可能性がある範囲
		鉄道（現在線）		都市計画道路（計画）		河川等
		鉄道付属街路・特殊街路		区画街路		区市境

縦断図



連続立体交差化計画の概略図

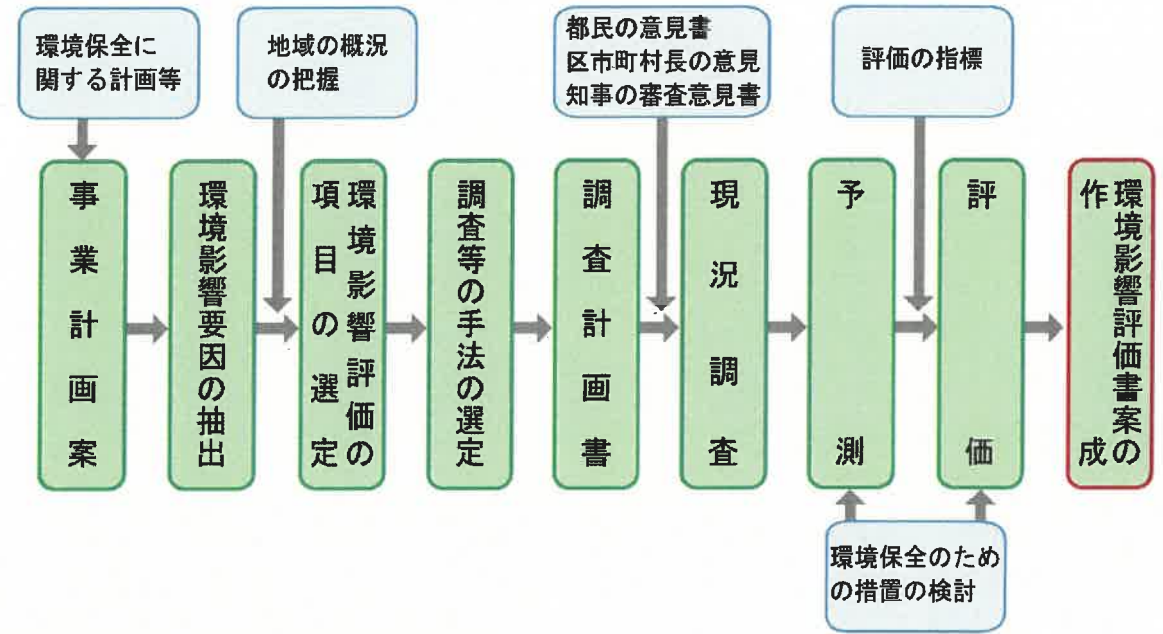
標準横断図



環境影響評価のあらまし

環境影響評価書案の作成手順

本事業が実施された場合、周辺環境にどのような影響を及ぼすのかについて、東京都環境影響評価条例に基づき予測・評価を行いました。



環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目は、対象事業の内容から環境要因を抽出し、地域の概況を考慮して、以下のとおり8項目(●印の項目)を選定しました。

区分	環境影響要因	環境影響評価の項目														
		大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地形・地盤	水循環	生物・生態系	日照	電波障害	風景環境	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
工事の施行中	建設工事			●		●								●	●	●
	鉄道の走行			●												
工事の完了後	鉄道の走行			●												
	施設の使用									●	●	●				

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

選定した項目の予測・評価の結果及び環境保全のための措置は、次のとおりです。

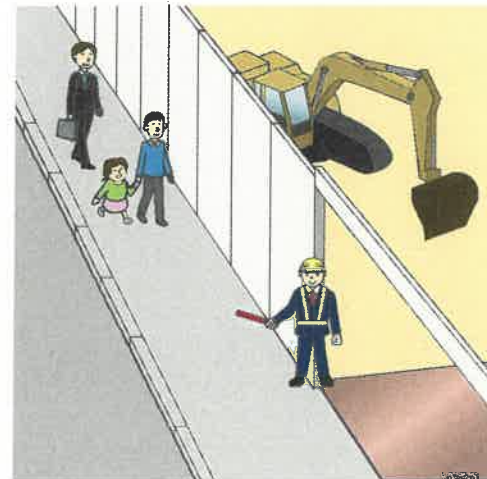
●騒音・振動●

<工事の施行中>

●予測・評価の結果

【建設作業騒音・振動】

建設作業騒音の予測値は66dB～80dB、建設作業振動の予測値は47dB～70dBであり、「騒音規制法」又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める基準値と同等又は下回ります。



注) 建設作業騒音の予測位置は、敷地境界の地上からの高さが1.2mの地点
建設作業振動の予測位置は、敷地境界の地盤面

単位: dB (デシベル)

	予測値	基準値
建設作業騒音	66～80	80～85
建設作業振動	47～70	70～75

【鉄道騒音】

仮線区間の鉄道騒音の予測値(等価騒音レベル*)は、昼間51dB～57dB及び夜間47dB～53dBであり、現況値を下回ります。

* 等価騒音レベルとは、一定時間内に受けた騒音エネルギーを、時間平均した騒音レベルのことです。

注) 鉄道騒音の予測位置は、原則として計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点



単位: dB (デシベル)

	予測値	現況値
昼間	51～57	63～69
夜間	47～53	58～64

【鉄道振動】

仮線区間の鉄道振動の予測値は、60dB～65dBであり、現況値を上回りますが、環境保全のための措置を適切に実施し、鉄道振動の低減に努めます。

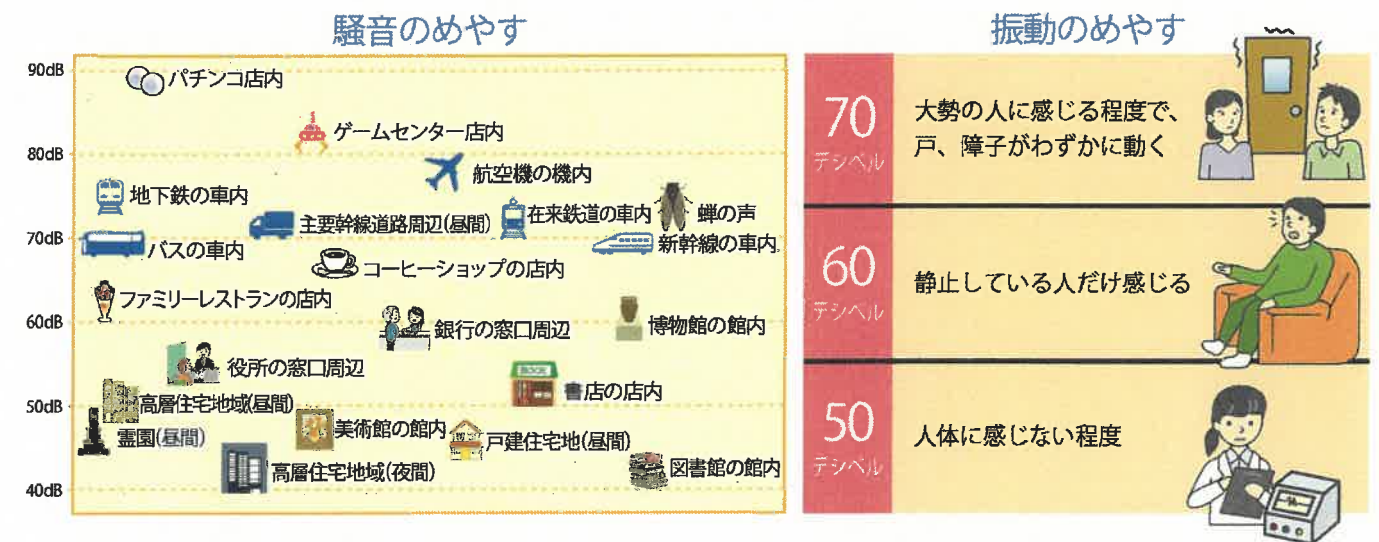
注) 鉄道振動の予測位置は、原則として計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5mの地盤面

単位: dB (デシベル)

予測値	現況値
60～65	57～61

●環境保全のための措置

工事に当たっては、仮囲いを設置するとともに、可能な限りロングレールを採用します。また、低騒音及び低振動の工法並びに建設機械を採用するとともに、最新の技術、建設機械等の積極的な導入、路盤改良、道床の入念な整備など、騒音・振動の低減に努めます。



資料: 全国環境研協議会 騒音調査小委員会

資料: 東京都環境局

注) 騒音のめやすに記載されている騒音の大きさは、等価騒音レベルです。

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

<工事の完了後>

●予測・評価の結果

【鉄道騒音】

列車の走行に伴う鉄道騒音の予測値(等価騒音レベル)は、昼間54dB～57dB及び夜間50dB～52dBであり、現況値を下回ります。

注) 鉄道騒音の予測位置は、原則として計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点

単位: dB (デシベル)

	予測値	現況値
昼間	54～57	63～71
夜間	50～52	58～67

【鉄道振動】

列車の走行に伴う鉄道振動の予測値は、51dB～53dBであり、現況値を下回ります。

注) 鉄道振動の予測位置は、原則として計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5mの地盤面

単位: dB (デシベル)

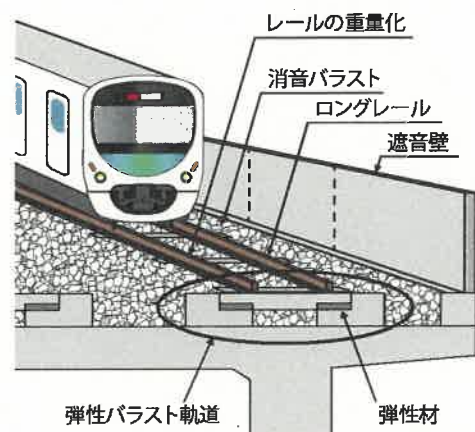
予測値	現況値
51～53	54～65

●環境保全のための措置

可能な限りロングレールを採用し、高架橋区間では、弾性バラスト軌道*やレールの重量化を採用するとともに遮音壁を設置します。

また、車両及び軌道の定期的な検査及び保守作業を実施するなど、騒音・振動が増えないように努めます。

* 弾性バラスト軌道とは、下面に弾性材を取り付けたマクラギとコンクリート床版又は路盤コンクリートを覆う消音バラストにより構成される、防音・防振・省力型の軌道構造をいいます。



●土壌汚染

●予測・評価の結果

事業区間周辺では、一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、適切な措置を講じることから、対策は可能であると予測されます。



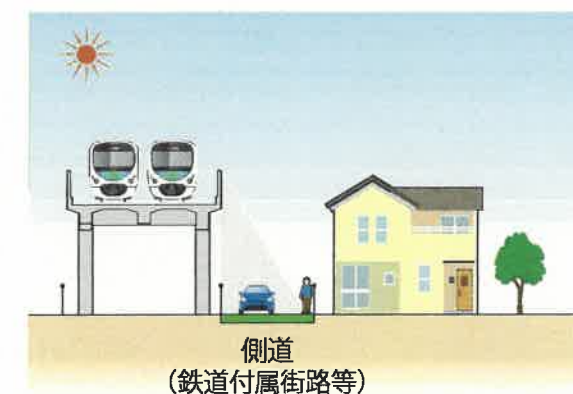
●環境保全のための措置

工事の実施に先立ち、土地利用の履歴等調査を行い、土壌汚染のおそれがある場合には、状況調査を実施のうえ、適切な対策を講じます。また、建設発生土を搬出する場合は、運搬車両にシート覆い等を行い搬出します。

●日影

●予測・評価の結果

工事の完了後において、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制時間を超える日影は一部の地域で生じますが、擁壁部等で居住部にはあたらぬ範囲であることから日影の影響は小さいと予測されます。



●環境保全のための措置

事業の実施に伴う日影の影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮します。また、鉄道の北側に側道を設け、日影の影響を可能な限り回避します。

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

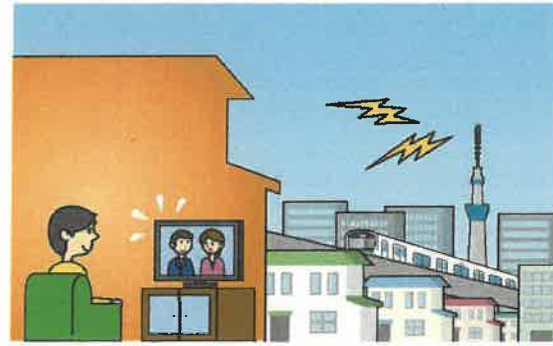
●電波障害●

●予測・評価の結果

テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送については、事業区間の駅部及び上石神井車庫周辺において、衛星放送については、事業区間の北側で生じると予測されます。

●環境保全のための措置

本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の適切な措置を講じます。



●景観●

●予測・評価の結果

事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にあります。その中で、西武鉄道新宿線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しないものと考えます。

また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されますが、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えます。

代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっています。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観の要素の一部となるものと考えます。

●環境保全のための措置

高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、材質、色彩等に配慮します。また、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。

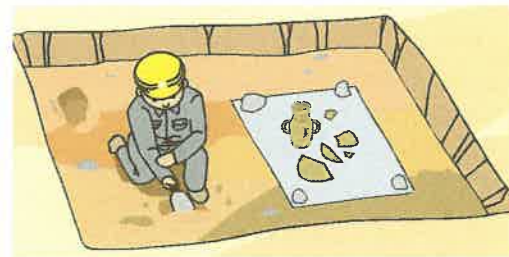
●史跡・文化財●

●予測・評価の結果

周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されますが、「文化財保護法」に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じることで「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足すると考えます。

●環境保全のための措置

周知の埋蔵文化財包蔵地において、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じます。また、掘削工事区間において新たに埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努めます。



井荻第6号踏切付近(上井草駅)における眺望



現況



将来(イメージ)

上井草第3号踏切付近における眺望



現況



将来(イメージ)

武蔵関公園における眺望



現況



将来(イメージ)

東伏見駅付近における眺望



現況



将来(イメージ)

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

●自然との触れ合い活動の場●

●予測・評価の結果

周辺の散歩道及び散策路と、想定される主な工事車両の走行ルートや仮線の一部が重なりますが、工事車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、迂回路の設置等の措置を講じることで、著しい影響は生じないと予測されます。



●環境保全のための措置

工事車両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動阻害を防ぎます。工事車両の運行に当たっては、制限速度を守り、安全運転を徹底します。

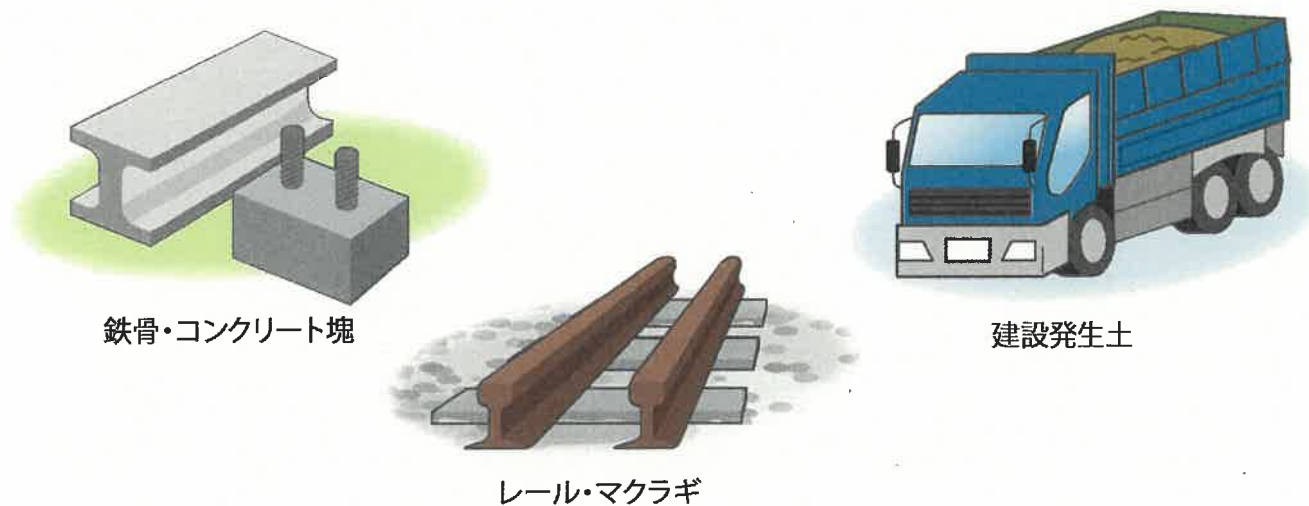
●廃棄物●

●予測・評価の結果

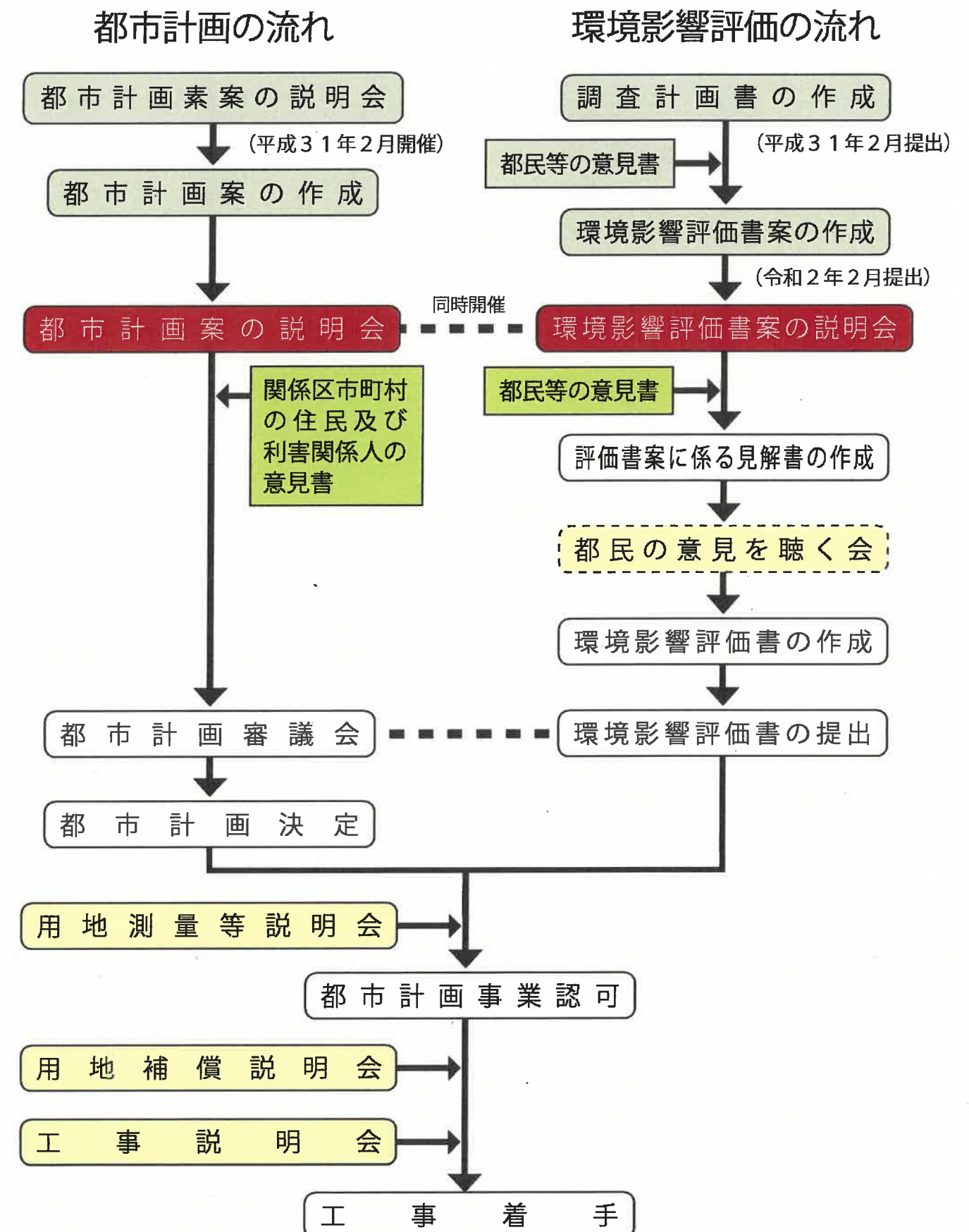
既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生する建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の目標値を達成するよう、再資源化等を行います。また、プラスチック、ガラス、ケーブル等の建設廃棄物及び再資源化や有効利用が困難なものについては、関係法令を遵守し、適正に処理することで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足すると考えます。

●環境保全のための措置

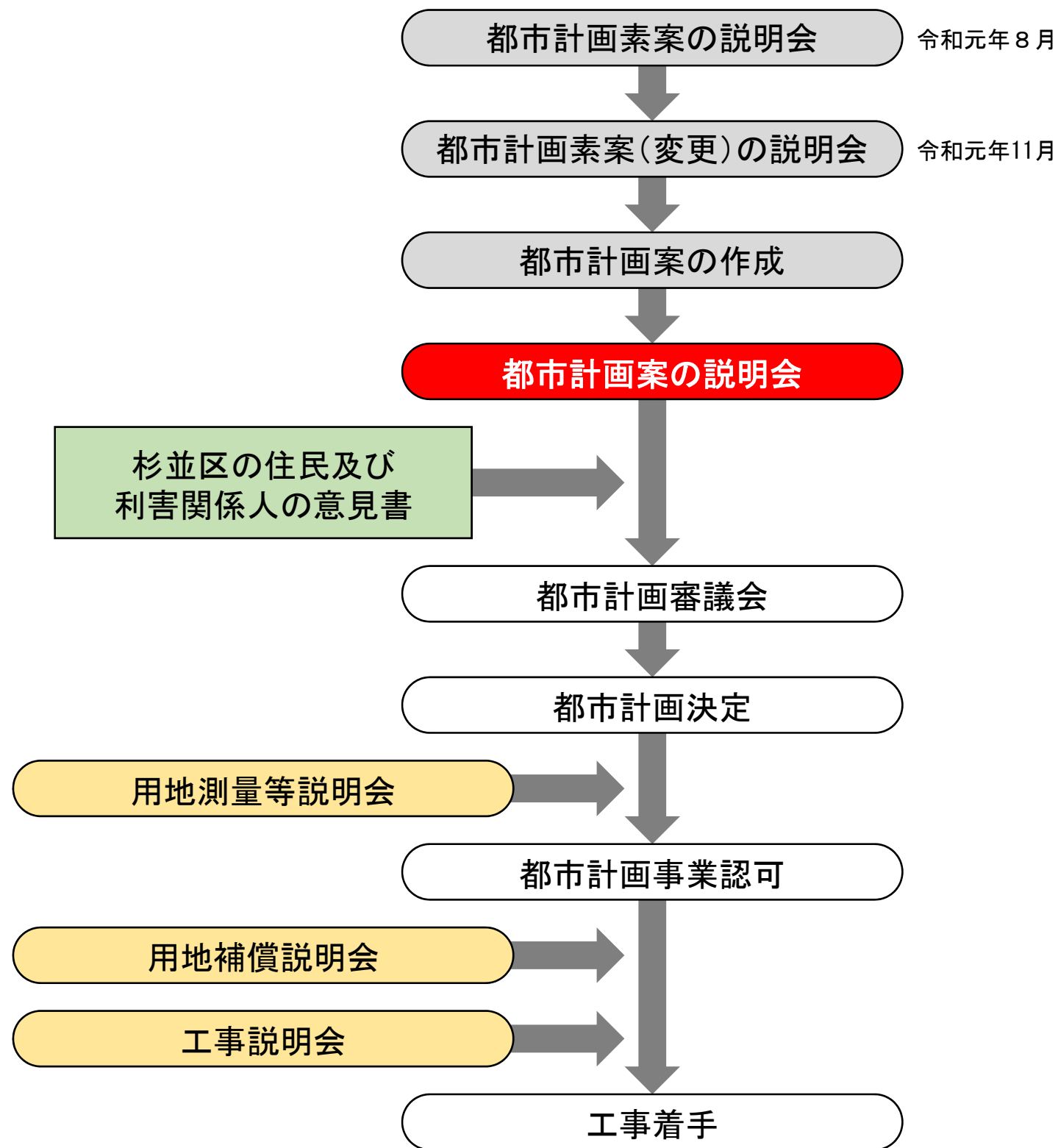
レール、マクラギ、バラスト、鉄骨及びコンクリート塊等は、再利用又は再資源化に努めます。建設発生土は、事業区間内での再利用に努め、場外に搬出する総量の削減に努めるなど、有効利用を行います。建設泥土は、発生抑制、縮減、再資源化を行います。



工事着手までの流れ



● 工事着手までの流れ



※杉並区画街路第3号線のほか、同時に手続きを進める杉並区内の側道（鉄道附属街路）についても、同様の流れとなります。



【お問い合わせ】

杉並区 都市整備部 市街地整備課 鉄道立体係
 〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
 電話 03-3312-2111(内線3379)
 FAX 03-3312-2907
 E-mail tetsuritsu-t@city.suginami.lg.jp

上井草駅 駅前広場 都市計画案

東京都市計画道路 区画街路 杉並区画街路第3号線

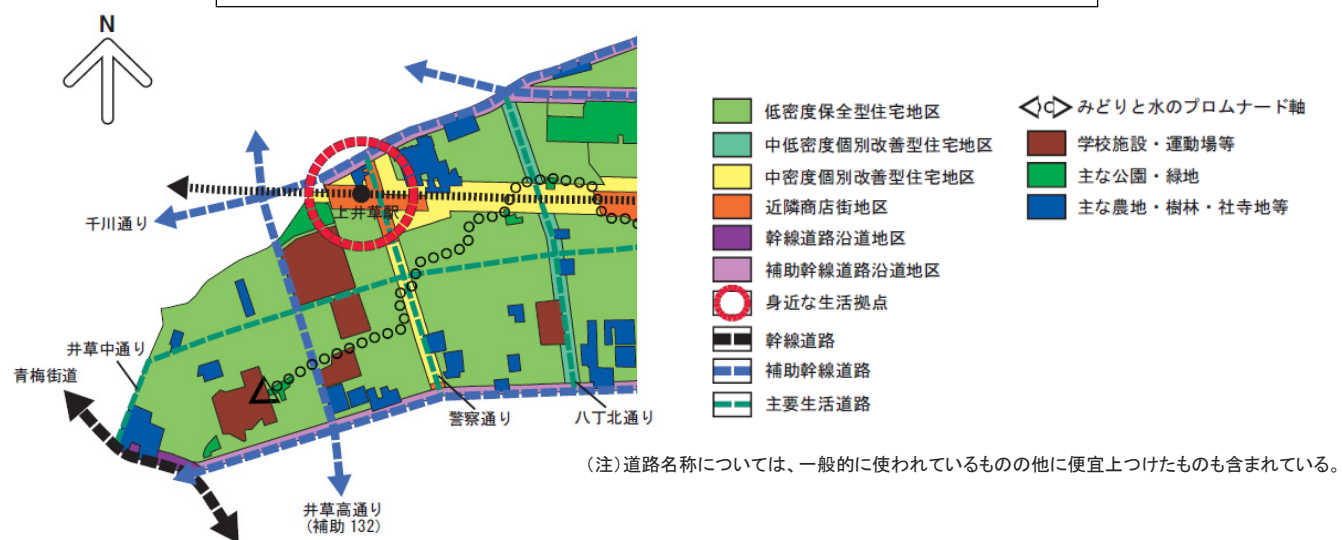


杉並区

●計画のあらまし

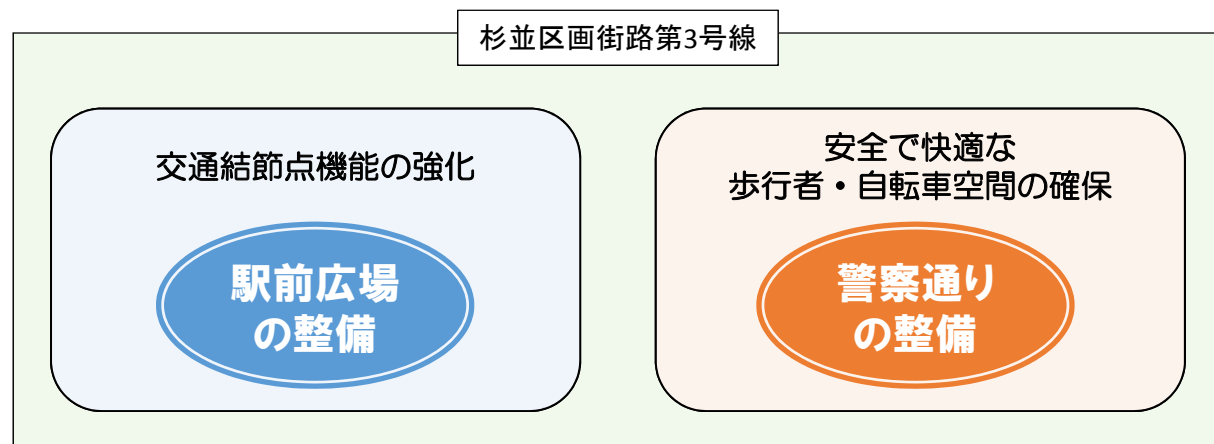
- 上井草駅周辺は「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」において、日常生活を支える身近な生活拠点として位置付け、駅前広場機能の拡充により公共交通の利用環境を改善し、駅周辺の回遊性と安全な歩行者空間の確保を図ることとしています。
- 平成28年2月に策定した「西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針」では、西武新宿線の連続立体化に伴う交通結節点機能の強化や、安全な歩行者空間の形成などをまちづくりの方向性として定めています。

上井草駅周辺 まちづくり方針図（杉並区都市計画マスタープラン）

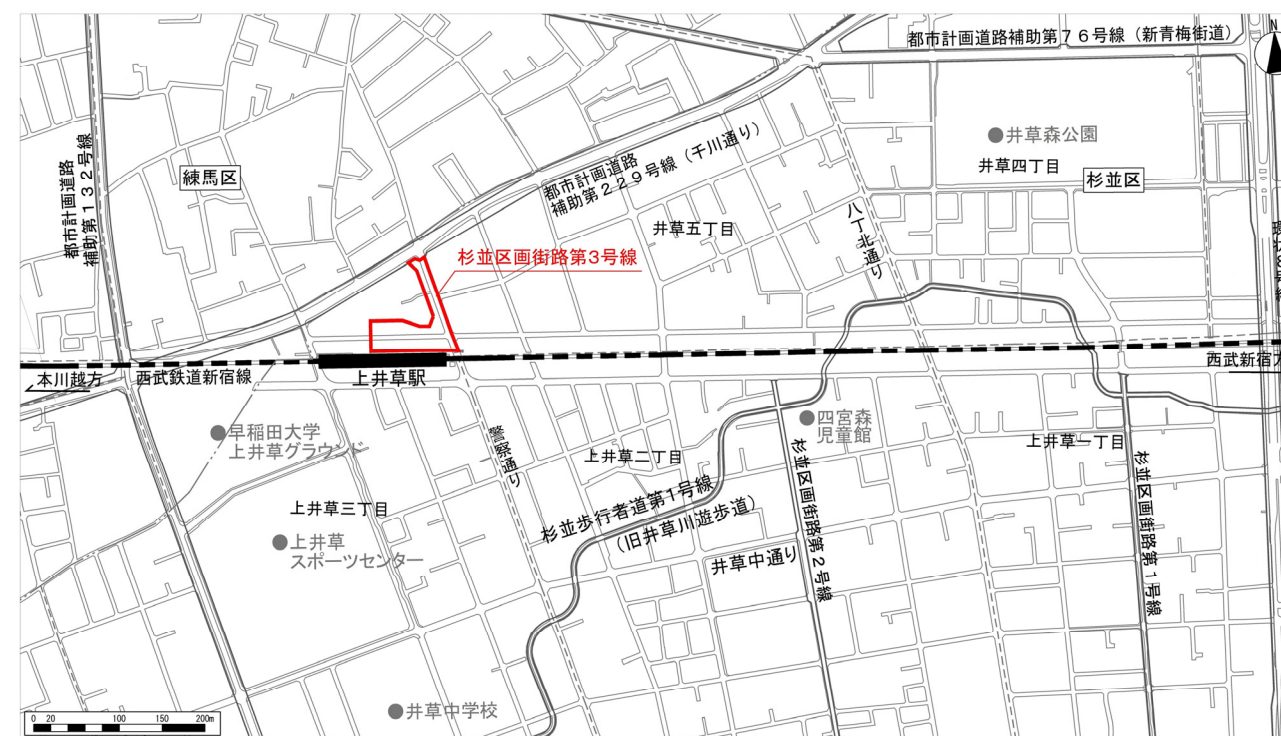


- これらの上位計画に基づき、上井草駅周辺の利便性・回遊性の向上や安全に配慮したまちづくりを具体化するため、「上井草駅周辺道路・交通施設整備計画」を令和元年7月に策定しました。

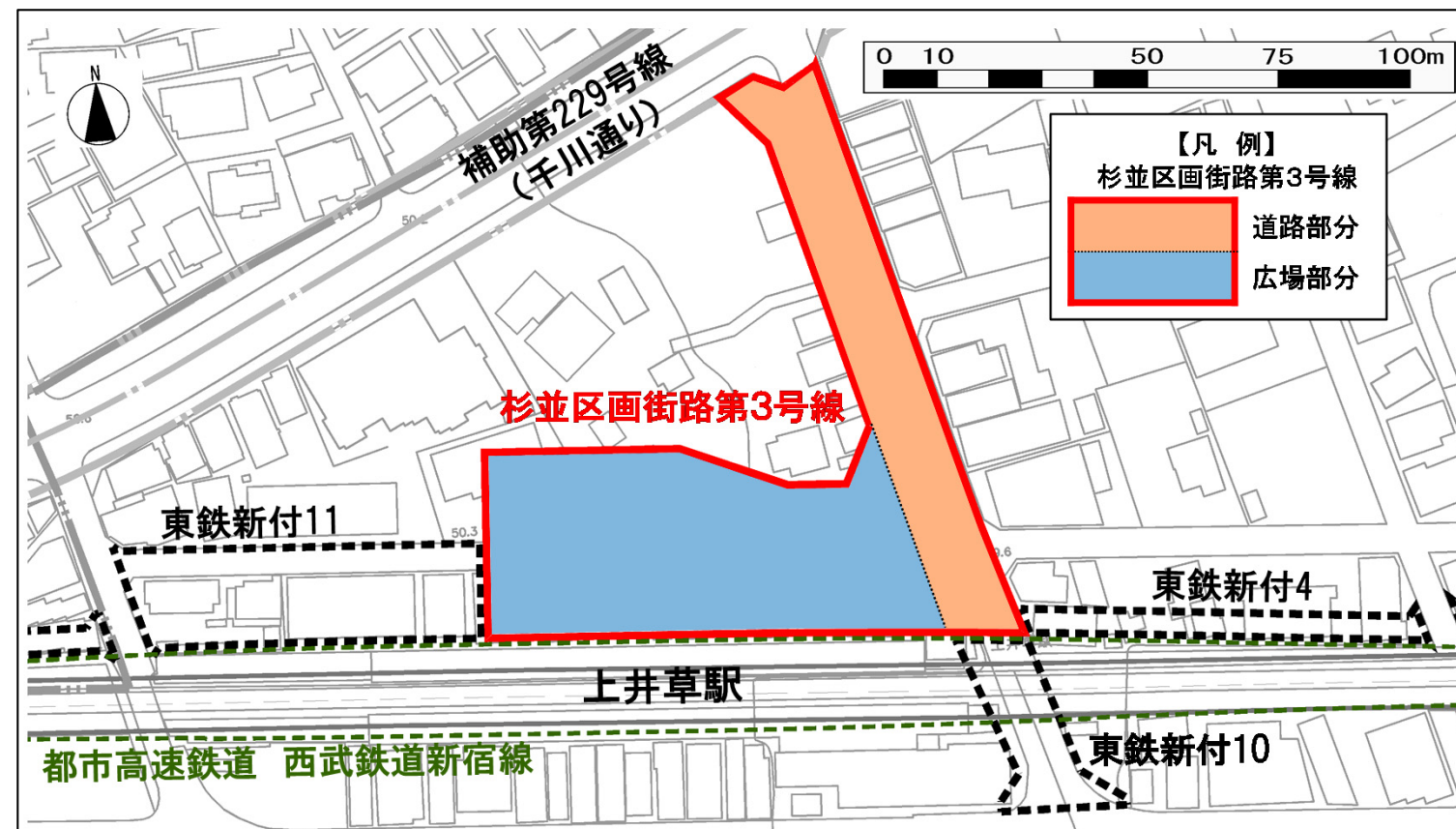
区では、上井草駅について、西武新宿線の連続立体交差化計画に合わせて、駅前広場や接続する道路の拡幅等を含む整備（杉並区画街路第3号線）を都市計画として定めようとするものです。



●位置図



●都市計画案の概要



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）31都市基交著第2号
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。（承認番号）31都市基街都第51号

名称		東京都市計画道路 区画街路 杉並区画街路第3号線
規模	道路部分	延長約120m、幅員15m、2車線
	広場部分	約2,900㎡

都市計画案及び環境影響評価書案の ご説明について

西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の
都市計画案及び環境影響評価書案のあらましについて

東 京 都
杉 並 区
練 馬 区
西 東 京 市
西武鉄道株式会社

本年3月に予定しておりました、『西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等の都市計画案及び環境影響評価書案』の説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い延期し、皆様にはご迷惑をおかけしました。

このたび、感染防止対策を実施し、以下の通り開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**会場にご来場いただかなくても内容をご覧いただけるように4ページに記載の取組を行います。**

会場で実施する新型コロナウイルス感染防止対策は2ページに、ご来場いただく皆さまにお願いする感染防止対策については、3ページに記載しています。

なお、感染拡大の状況により、説明会が開催できない場合や開催方法が変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

説明会の日程及び会場

日 程	時 間	会 場	定員
① 令和2年10月7日（水）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	練馬区立 上石神井中学校 体育館	170人
② 令和2年10月8日（木）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	練馬区立 関 中 学 校 体育館	150人
③ 令和2年10月9日（金）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	杉並区立 四宮小学校 体育館	110人
④ 令和2年10月10日（土）	午後2時00分～3時30分 （開場 午後1時30分）	東京都立 農芸高等学校 体育館	240人
⑤ 令和2年10月12日（月）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	西東京市立 東伏見小学校 体育館	150人
⑥ 令和2年10月13日（火）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	練馬区立 関 中 学 校 体育館	150人
⑦ 令和2年10月14日（水）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	練馬区立 上石神井中学校 体育館	170人
⑧ 令和2年10月15日（木）	午後6時30分～8時00分 （開場 午後6時00分）	西東京市立 東伏見小学校 体育館	150人

*位置図については次頁を、案内図については7ページをご参照ください。

*8日間とも説明内容は同じです（インターネット等で公開する内容と同じです）。

***定員に達した場合は、入場人数を制限させていただきます。**

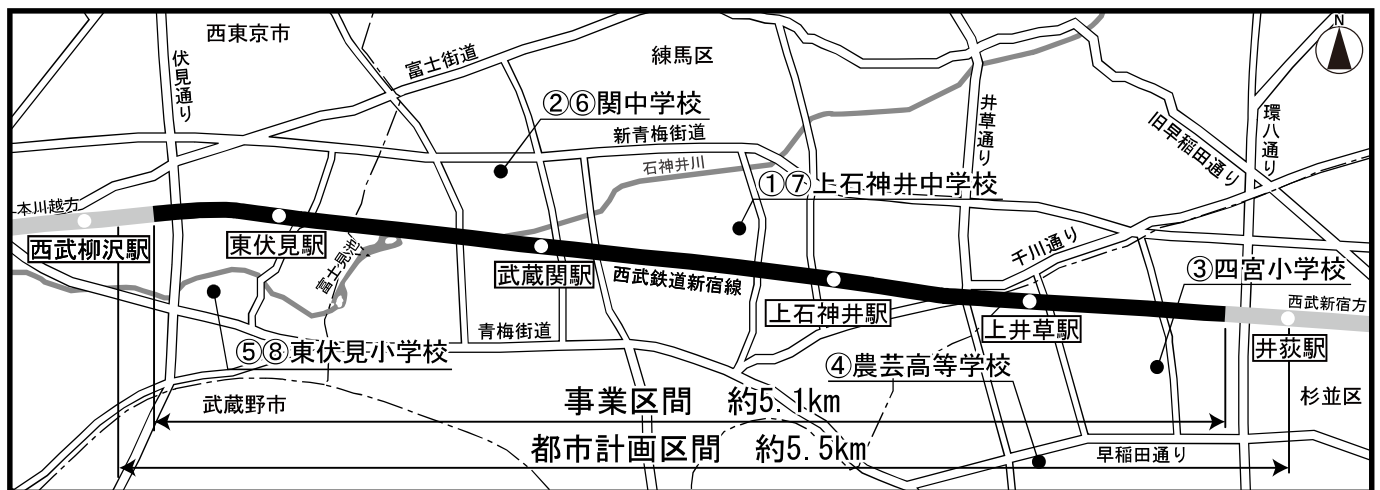
***多くの皆様に参加していただくため、複数回のご参加はご遠慮ください。**

*開場前にお越しいただいても、会場には入ることができません。

*託児保育サービス及び手話通訳は、8ページに記載しています。

*各会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

位置図



主催者が実施する新型コロナウイルス感染防止対策

今回の説明会については、皆さまに必ず受付票に氏名、住所、ご連絡先を記入していただきます。

これは、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に、保健所等への作業協力や参加者へご連絡するために必要なものです。ご協力をお願いいたします。

【事前】

○本お知らせに同封の受付票を必ず事前にご記入のうえ、会場にお持ちください。

【当日（会の運営方法について）】

- 設営スタッフのマスク着用、検温・体調確認を実施します。
- 説明者等の検温・体調確認を実施します。
- 座席間隔は1m程度確保いたします。
- 適宜会場の換気を行います。
- 質疑応答のマイクは利用の都度消毒いたします。
- 手話通訳を含む説明者等はフェイスシールドを着用します。
- 説明会后、会場の消毒を実施いたします。
- 検温器による検温を実施いたします。
なお、発熱（37.5℃以上）のある方、咳等の症状がある方の入場はお断りいたします。
- アルコール消毒液を設置いたします。消毒にご協力をお願いいたします。
- 使い捨てのスリッパを使用いたします。

説明会会場にご来場いただく皆さまにお願いする感染防止対策

- マスクの着用をお願いいたします。
- 咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- 手指消毒にご協力をお願いいたします。
- できるだけ、会場内での会話はお控えください。
- 会場内では、ソーシャルディスタンスの確保をお願いいたします。
- ご家族の方は、なるべく最小限の人数での来場をお願いいたします。
- 以下に該当する方の来場はお控えください。
 - ①新型コロナウイルスの陽性判定を受けて、当日はまだ療養が終了していない方
 - ②保健所により、感染者の「濃厚接触者」と判断され自宅待機を指示されており、当日はまだ解除されていない方
 - ③全ての国・地域の海外から帰国・入国された方で、当日は帰国・入国の次の日から起算して14日経過していない方
 - ④風邪の症状がある方（咳、咽頭痛など）
 - ⑤37.5℃以上の熱がある方
 - ⑥息苦しさや強いだるさがある方
 - ⑦味覚・嗅覚異常などの異変がある方
 - ⑧その他体調に不安がある方
- 混雑緩和のため、4ページに記載のホームページや各区市の地域センター等でのスライド上映などもご活用ください。
- 会場を適宜換気いたしますので、体温調節しやすい服装での来場をお願いいたします。
- 説明会終了後は、会場内や廊下等に長時間留まらないようお願いいたします。
- 説明会参加後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに東京都都市整備局（03-5388-3284）までご報告をお願いいたします。
- 来場の前に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードをお願いいたします。



説明会会場にご来場いただかなくても内容をご覧いただける取組

○説明会で使用するスライド（動画）をインターネットで公開いたします。

説明会開催初日の10月7日（水）18：30頃（説明会開始時間）から11月19日（木）まで、説明会で使用するスライドをインターネットで公開いたします。

- ・東京都都市整備局HP URL：<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>

○パンフレット、掛図等をインターネットで公開いたします。

10月7日（水）18：30頃から都や各区市の作成したパンフレットや掛図をインターネットで公開いたします。なお、掛図については、11月19日（木）まで公開いたします。

掛図に記載の区域は、新たに定める概ねの都市計画の範囲を示したものであり、詳細な都市計画線の位置については、今後、測量調査をすることによって明らかにしていきます。

- ・都市計画案及び環境影響評価書案

東京都都市整備局HP

URL：<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>

- ・上井草駅の駅前広場計画等

杉並区HP

URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/1048530.html>

- ・武蔵関駅の駅前広場計画、一団地の住宅施設

練馬区HP

URL：<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/railwayanoter/0661931212019011.html>

- ・東伏見駅の駅前広場計画

西東京市HP

URL：https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/matidukuri/higashihushimminomachidukuri/renritsuan_setsumeikai.html



○各区市の地域センター等でスライド（動画）を上映いたします。

インターネット環境がない方向けに、以下の地域センター等でスライドを上映いたします。

- ・杉並区：10月8日～16日 9：00～21：00 井草地域区民センター
※14日（水）、15日（木）は除く。
- ・練馬区：10月8日～16日 13：00～17：00 上石神井南地域集会所、関区民センター
※11日（日）は除く。上石神井南地域集会所のみ10日（土）は14：00～18：00
- ・西東京市：10月8日～12日 13：00～17：00 保谷東分庁舎地下会議室
※10日（土）、11日（日）は除く。

毎時00分に上映を開始します。会場には本お知らせ同封の資料をお持ちください。

会場の定員の都合によりお待ちいただく場合がございます。また、会場ではご質問を受け付けておりません。8ページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、ご意見のある方は、提出期限内に意見書を提出することができます。詳しくは、5～6ページをご参照ください。

○よくあるご質問に対する回答をインターネットで公開いたします。

10月7日（水）18：30頃から11月19日（木）まで、よくあるご質問とそれに対する回答をインターネットで公開いたします。ご不明な点は、8ページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・東京都都市整備局HP URL：<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>

都市計画案及び環境影響評価書案の縦覧と意見書の提出

都市計画案及び環境影響評価書案を下記の場所においてご覧いただけます。また、ご意見のある方は、提出期限内に意見書を提出することができます。

<都市計画案>

意見書には、①対象の都市計画案の名称、②氏名、③住所、④電話番号、⑤都市計画案に関する意見をご記入のうえ、期限内に提出先まで郵送又はご持参ください。

名 称	縦 覧 期 間 及 び 時 間	縦 覧 場 所	意見書の提出先及び提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線 ・西東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線 	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 9:00～12:00 13:00～17:00 (土曜日、日曜日を除く)	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 (都庁第二本庁舎12階北側)	■提出先 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎12階北側 (TEL) 03-5388-3225 ■提出期限 10月20日(火) (郵送の場合、当日消印有効)
	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:00 (土曜日、日曜日を除く)	杉並区 都市整備部 管理課 (杉並区役所本庁舎西棟5階)	
	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:15 (土曜日、日曜日を除く)	練馬区 都市整備部 都市計画課 (練馬区役所本庁舎16階)	
	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:00 (土曜日、日曜日を除く)	西東京市 まちづくり部 交通課 (西東京市役所 保谷東分庁舎2階)	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第5号線～第9号線 ・東京都市計画道路特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線、第3号線 ・東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第8号線 ・東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目一団地の住宅施設 	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:15 (土曜日、日曜日を除く)	練馬区 都市整備部 都市計画課 (練馬区役所本庁舎16階)	■提出先 練馬区 都市整備部 都市計画課 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎16階 (TEL) 03-5984-1534 ■提出期限 10月20日(火) 必着 (郵送又は持参)

名 称	縦 覧 期 間 及 び 時 間	縦 覧 場 所	意見書の提出先及び提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画道路 区画街路都市高速 鉄道西武鉄道新宿 線付属街路第1号 線～第4号線、第 10号線、第11号線 ・東京都市計画道路 区画街路杉並区画 街路第3号線 	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:00 (土曜日、日曜日を除く)	杉並区 都市整備部 管理課 (杉並区役所本庁舎西棟5階)	■提出先 杉並区 都市整備部 管理課 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所本庁舎西棟5階 (TEL) 03-3312-2111 (内線3503) ■提出期限 10月20日(火) 必着 (郵送又は持参)
<ul style="list-style-type: none"> ・西東京都市計画 道路区画街路都市 高速鉄道西武鉄道 新宿線付属街路 第1号線～第8号線 ・西東京都市計画 道路3・4・17号 東伏見線 	令和2年10月6日(火) ～20日(火) 8:30～17:00 (土曜日、日曜日を除く)	西東京市 まちづくり部 交通課 (西東京市役所 保谷東分庁舎2階)	■提出先 西東京市 まちづくり部 交通課 〒202-8555 東京都西東京市中町 1-6-8 西東京市役所 保谷東分庁舎2階 (TEL) 042-439-4435 ■提出期限 10月20日(火) 必着 (郵送又は持参)

<環境影響評価書案>

意見書には、①氏名及び住所（法人その他の団体の場合は名称、代表者の氏名及び東京都の区域内の事業所等の住所）、②対象事業名称、③環境保全の見地からの意見をご記入のうえ、期限内に提出先まで郵送又はご持参ください。

事 業 名 称	縦 覧 期 間 及 び 時 間	縦 覧 場 所	意見書の提出先及び提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・西武鉄道新宿線 (井荻駅～西武柳 沢駅間)連続立 体交差事業 	令和2年10月6日(火) ～11月4日(水) 9:30～16:30 (土曜日、日曜日、祝日を除く)	東京都 環境局 総務部 環境政策課 (都庁第二本庁舎19階) 東京都 多摩環境事務所 管理課 (東京都立川合同庁舎3階) 杉並区 環境部 環境課 (杉並区役所本庁舎西棟7階) 練馬区 環境部 環境課 (練馬区役所本庁舎18階) 西東京市 みどり環境部 環境保全課 (エコプラザ西東京)	■提出先 東京都 環境局 総務部 環境政策課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎19階 (TEL) 03-5388-3406 ■提出期限 11月19日(木) (郵送の場合、当日消印有効)

説明会会場の案内図

- ① 令和2年 10月 7日 (水)
 ⑦ 令和2年 10月14日 (水)
 練馬区立 上石神井中学校 体育館
 東京都 練馬区上石神井 4-15-27



- ② 令和2年 10月 8日 (木)
 ⑥ 令和2年 10月13日 (火)
 練馬区立 関中学校 体育館
 東京都 練馬区関町北 4-34-23



- ③ 令和2年 10月 9日 (金)
 杉並区立 四宮小学校 体育館
 東京都 杉並区上井草 2-12-26



- ④ 令和2年 10月10日 (土)
 東京都立 農芸高等学校 体育館棟3F
 東京都 杉並区今川 3-25-1



- ⑤ 令和2年 10月12日 (月)
 ⑧ 令和2年 10月15日 (木)
 西東京市立 東伏見小学校 体育館
 東京都西東京市東伏見6-1-28



託児保育サービスについて

■託児保育サービスについて【事前予約のご案内】

本説明会では、託児保育サービス（一時保育）を実施します。お子様をお連れになっての参加を予定される方で、託児保育サービスをご希望の方は、以下の申込先へお電話にてお申し込みください。なお、本説明会の託児保育サービスをご利用できる人数には限りがございます。事前予約の時点又は当日のご来場の時点で予定数に達した場合は、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

(お申し込み時に、「西武新宿線説明会で託児保育サービスの利用を希望する」旨をお伝えください。)

【対象年齢】 生後6か月から未就学児(6歳)までの乳幼児

【申込期限】 令和2年10月1日(木曜日)午後5時まで

【申込先】 株式会社小学館集英社プロダクション ■TEL 03-3515-6896

【受付時間】 午前10時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)

■新型コロナウイルス感染防止対策

○お子さまの体調確認

- ・入室前に検温し、37.5℃以上の発熱があるまたは、咳・くしゃみ・鼻水・鼻づまりの症状が少しでもあるお子さまはお預かりできません。
- ・入室時に、アルコール消毒液または、除菌ティッシュにて手を拭き、消毒をいたします。

○備品・遊具消毒

- ・1時間おきに、ドアノブ・机・椅子・人が手を触れる場所・物を消毒いたします。
- ・お子さまが舐めた遊具は、別の場所に管理し、遊具の素材に合わせ、消毒をいたします。使用した遊具に関しても同様の対応をいたします。運営時間中にルーム内にて、遊具・備品の消毒をすることもありますが、ご了承ください。

○スタッフの体調管理

- ・保育スタッフは、従事前に検温を実施し、手洗い・うがいの徹底等、体調管理を行っております。
- ・マスク着用で保育をいたします。

○保護者さまへのお願い

- ・入室前に、お子さまの手洗いをしてから受付へお越しください。

手話通訳について

■当日は、手話通訳をご用意しております。

お問い合わせ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課	TEL 03-5388-3284	(ダイヤルイン)
東京都 建設局 道路建設部 計画課	TEL 03-5320-5348	(ダイヤルイン)
杉並区 都市整備部 市街地整備課	TEL 03-3312-2111	(内線 3 3 7 9)
練馬区 都市整備部 交通企画課	TEL 03-5984-1274	(ダイヤルイン)
西東京市 まちづくり部 交通課	TEL 042-439-4435	(ダイヤルイン)
西武鉄道株式会社 建設部 建設課	TEL 04-2926-2295	(ダイヤルイン)

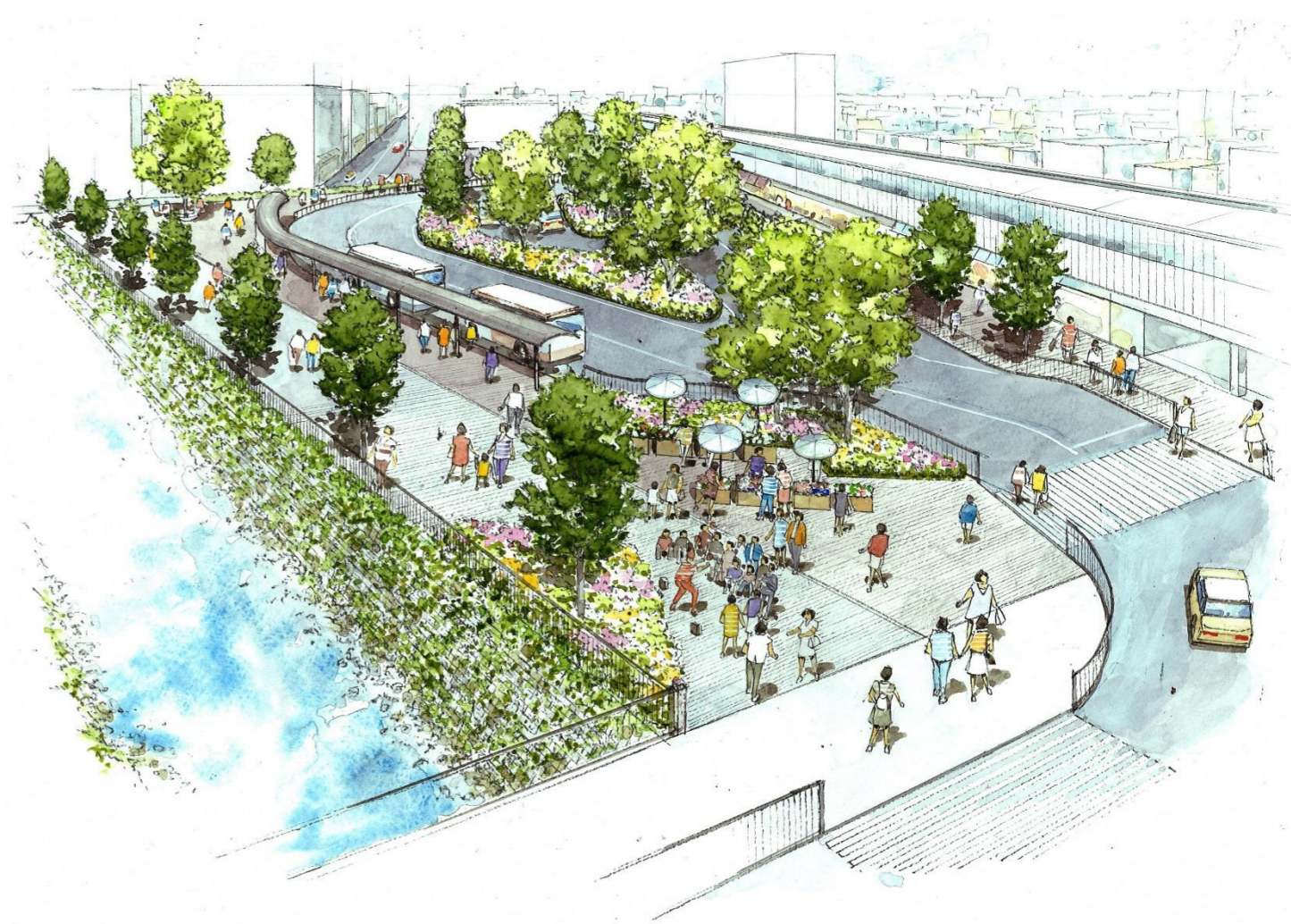
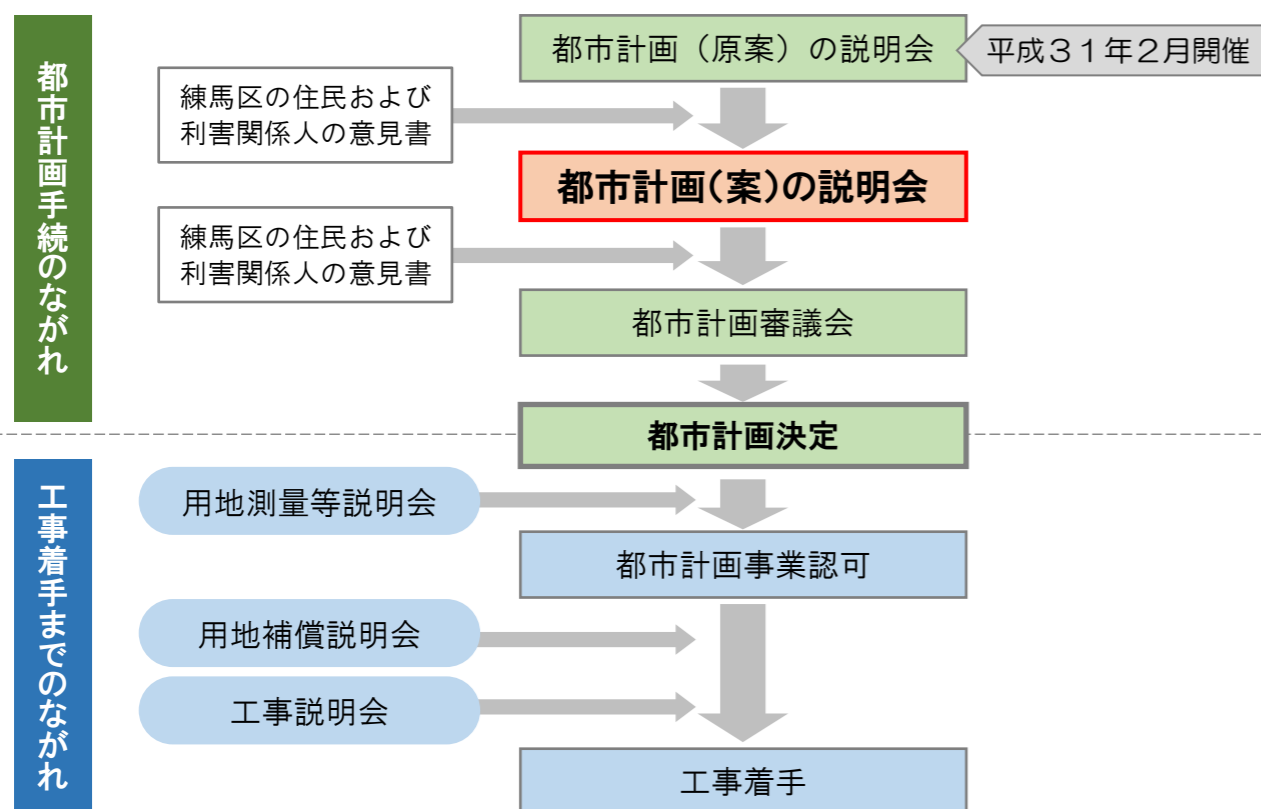
※会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

●位置図



武蔵関駅駅前広場の都市計画案について (練馬区画街路第8号線)

●今後のながれ



※ 練馬区画街路第8号線のほか、同時に手続きを進める練馬区内の側道(鉄道付属街路、特殊街路)についても、同様のながれとなります。

【お問合せ先】 練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

TEL 03 (5984) 1278 (直通)

FAX 03 (5984) 1226

Email EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp



●計画のあらまし

◆まちづくりの経緯

武蔵関駅周辺地区では、「武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会」から提出された、まちづくり提言書を受け、区は平成 26 年に『武蔵関駅周辺地区まちづくり構想』を策定し、まちづくりの方針を定めました。

その後、本地区では、まちづくり構想の実現を目指し、特に早急に解決する必要がある「交通に関する主な課題」について、具体的な方策を地域の方々と検討してきました。

◆交通に関する主な課題

駅周辺では、安全性・利便性の面で以下のような交通環境の課題があります。

- 駅直近のバス停が分散し、駅から離れている
- 歩道のない通りにバスが多数運行している
- 駅利用者が憩い集えるスペースが十分でない



これらの課題解決に向け、駅前広場を整備し、乗換え利便性を向上させます。
また、あわせて駅への安全な動線を確保し、安全・快適な駅周辺のまちづくりを進めます。

●イメージスケッチ

自転車歩行者専用道第3号線

自転車や歩行者が駅や駅前広場に安全にアクセス出来る道路を整備します。



※イラストは現段階のイメージです

●都市計画案の概要

本計画は、練馬区画街路第8号線（駅前広場）を都市計画として定めようとするものです。



名称	東京都市計画道路 区画街路 練馬区画街路第8号線	面積	約 5,200 m ²
----	--------------------------	----	------------------------

都市計画道路補助第230号線

青梅街道と新青梅街道をつなぎ、安全・快適に駅へアクセスできる道路を駅前広場とあわせて整備します。

練馬区画街路第8号線（駅前広場）

バス・タクシーの乗降場を集約し、待ち合せスペースなどを有した駅前広場を整備します。



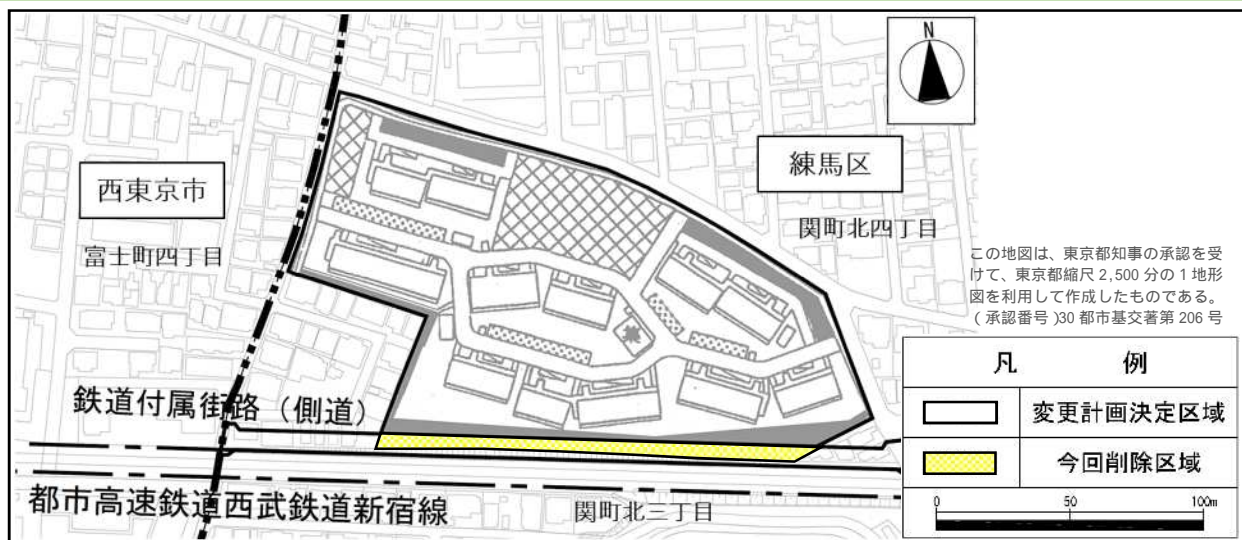
関町北四丁目 一団地の住宅施設の変更について

都営練馬関町北四丁目第4アパートは、一団地の住宅施設の都市計画が決定されています。このたび、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画および関連する道路計画に伴い、一部区域等を変更します。なお、この都市計画変更に伴う建物の建替えはございません。

位置図

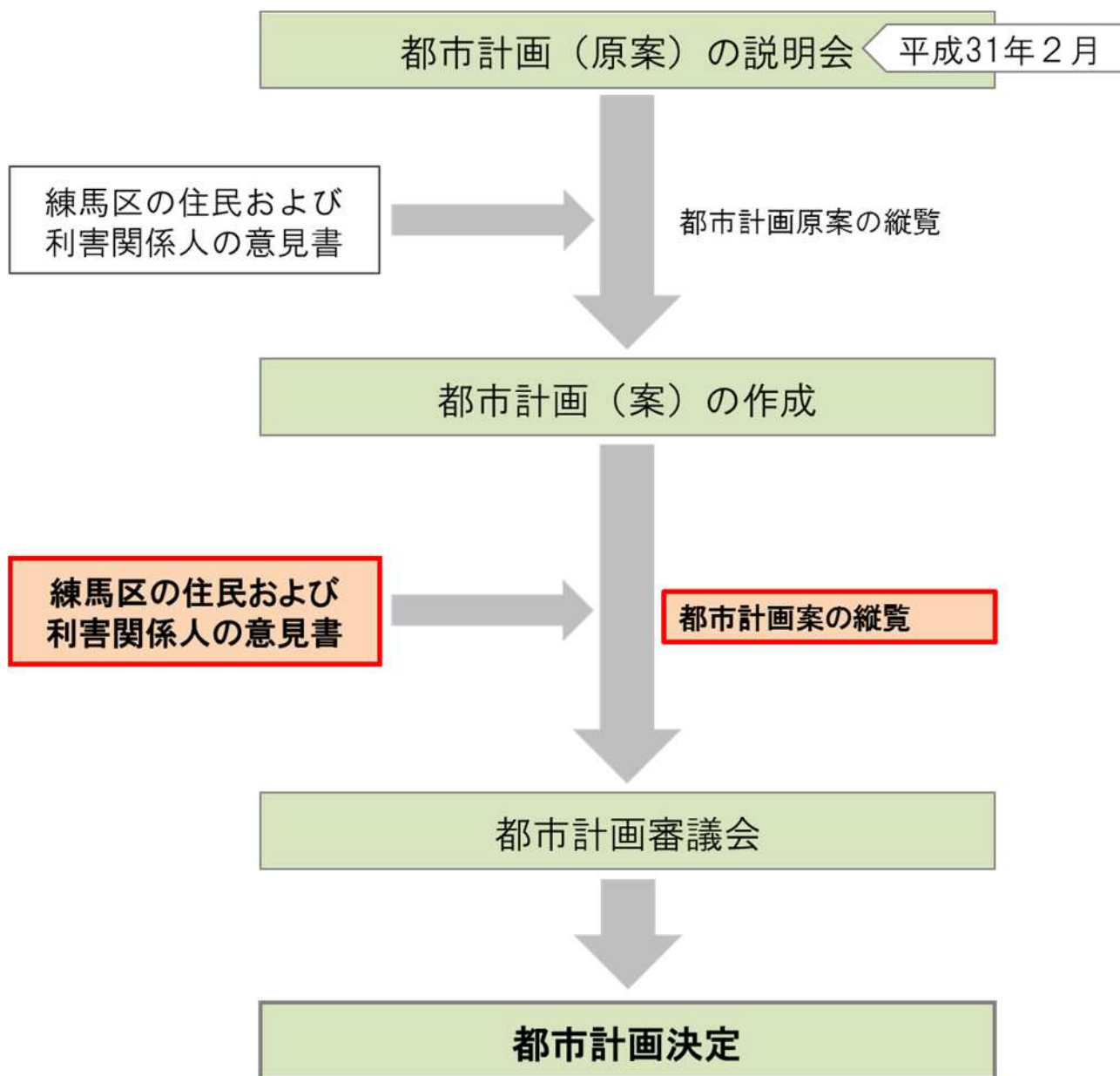


都市計画変更案の概要



名称	東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目 一団地の住宅施設
位置	練馬区関町北四丁目地内
区域(面積)	約1.9ha(変更後) ⇐ 約2.0ha(変更前)

今後の手続きのながれ



【お問合せ先】

一団地の住宅施設に関すること

練馬区 都市整備部 住宅課

TEL 03(5984)1289

FAX 03(5984)1237

Email JUTAKUKA@city.nerima.tokyo.jp

連続立体交差化計画および関連する道路計画に関すること

練馬区 都市整備部 交通企画課

TEL 03(5984)1274

FAX 03(5984)1226

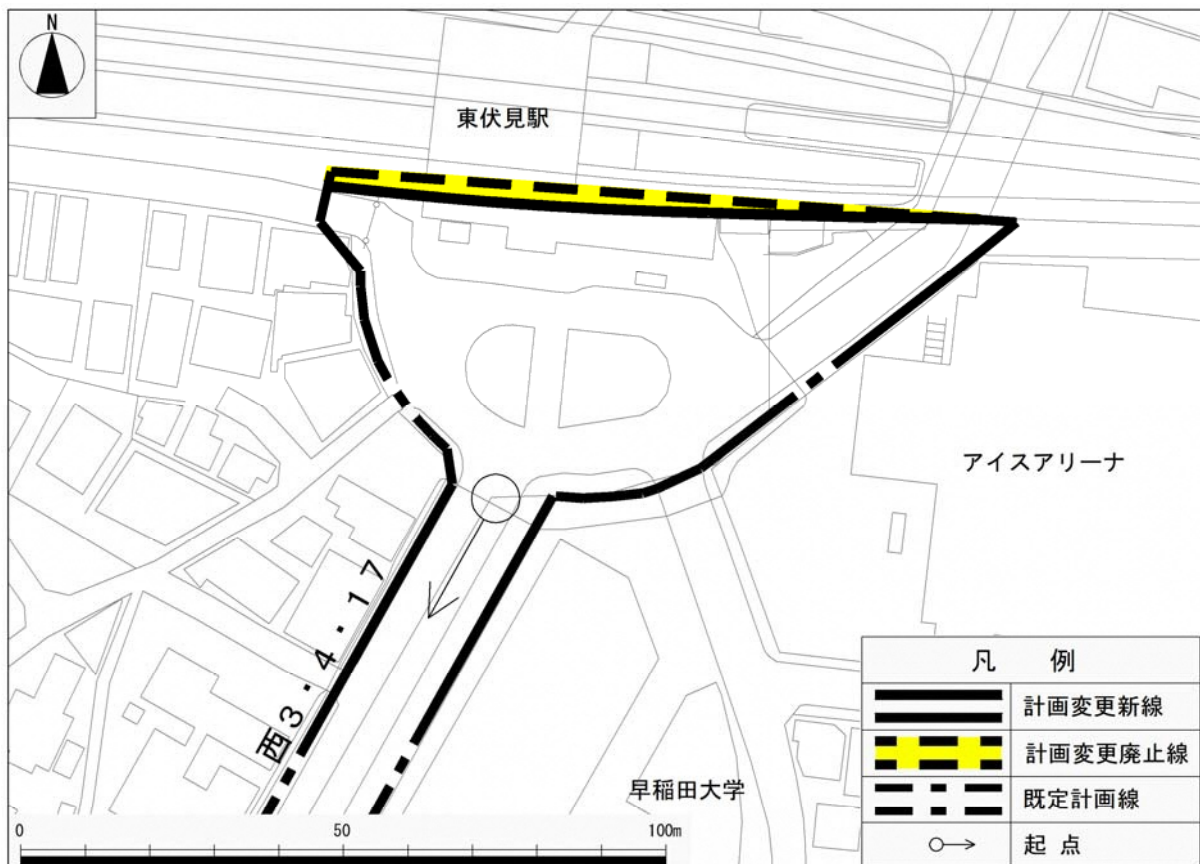
Email KOTSU-K@city.nerima.tokyo.jp

東伏見駅南口駅前広場について

(西東京都市計画道路3・4・17号東伏見線)

●都市計画変更(案)の概要

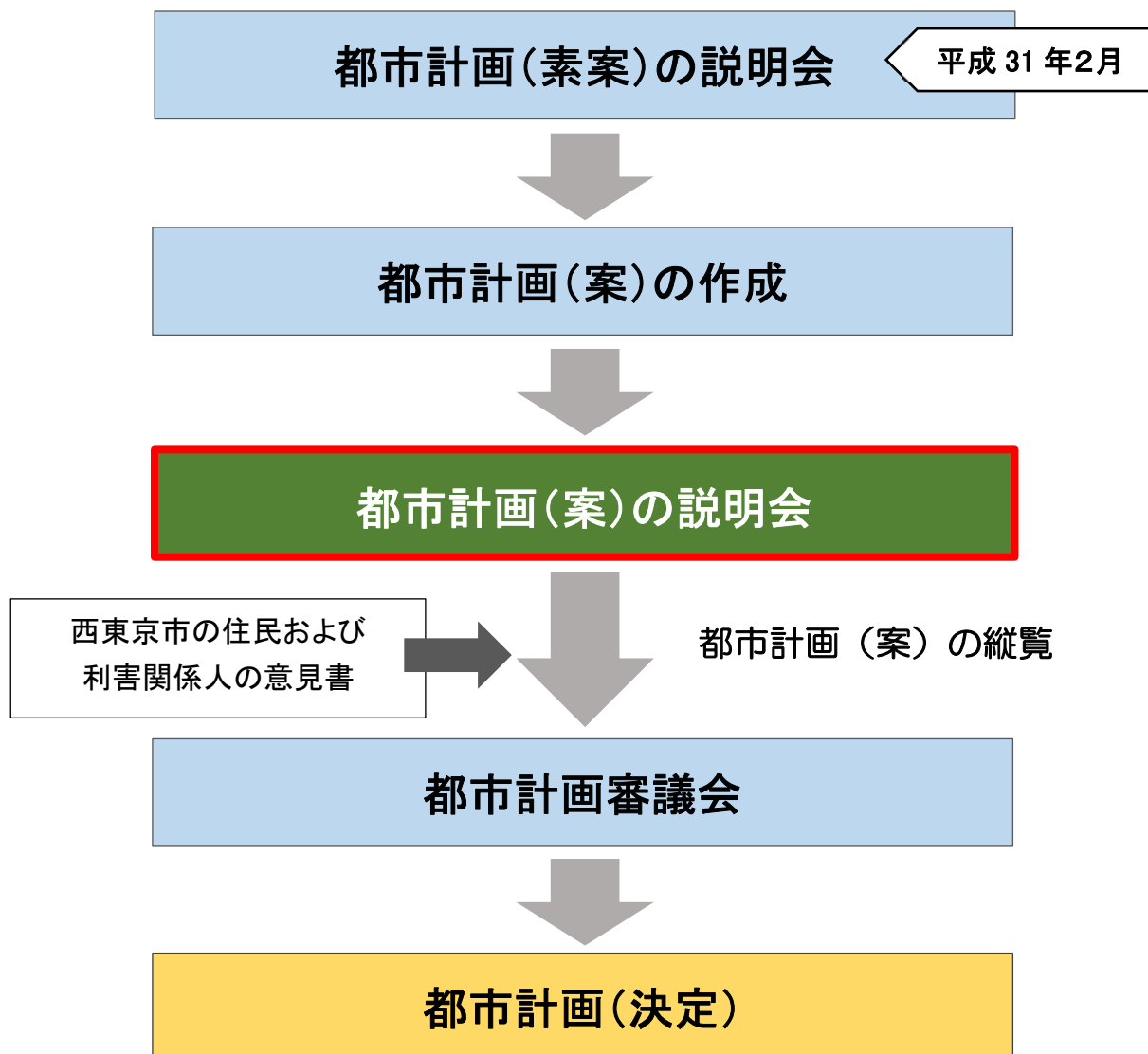
連続立体交差化計画との整合を図るため、駅前広場の都市計画面積を変更します。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交著第86号 (承認番号) 30都市基街都第103号、平成30年7月11日

名称	西東京都市計画道路3・4・17号東伏見線
変更事項	広場面積の変更 約2,800㎡→約2,600㎡

●今後の手続の流れ



※連続立体交差化計画の都市計画手続と合わせて手続を行います。

この変更に伴う駅前広場内の歩道や車道、バス発着場所などの配置変更については、連続立体交差事業が進む中で今後検討する予定です。
また、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、南北動線の拡充について、今後関係機関と検討を行っていきます。

【お問合せ先】

西東京市 まちづくり部 交通課
〒202-8555 西東京市中町一丁目6番8号 保谷東分庁舎2階
TEL 042-439-4435
FAX 042-439-3025
E mail koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp